

認定看護師(CN) 『移行手続きの手引き』 (2024年度春期)

2019年の認定看護師制度の改正に伴い、2021年度から特定認定看護師が誕生しています。

特定行為研修を修了した、認定看護師は、本会が定める手続き(移行手続き)を完了することによりB課程認定看護師名簿に登録され『特定認定看護師』と名乗ることができます。

いずれの指定研修機関で受講してもよく、どの特定行為区分・パッケージを修了していても移行することが可能です。

注:A課程認定看護師の資格を複数分野で有している場合は、事前に認定部にお問い合わせください。

<申請期間> 2024年4月8日(月)10:00 ~ 4月22日(月)15:00まで

2024年3月6日
公益社団法人 日本看護協会

【目次】

1	B 課程認定看護師への移行手続きの流れ	1
1-1	申請資格について	1
2	申請前の準備	2
2-1	特定行為研修指定研修機関の修了証の画像化	2
3	個人情報の編集・移行手続き	3
3-1	個人情報の編集	3
3-2	移行手続きの申請	7
3-3	手続き料の振込	11
3-4	申請の取下げ	11
4	手続き完了のお知らせとその後の認定資格情報の確認、情報公開	12
4-1	手続き完了予定日	12
4-2	認定資格情報の確認・情報公開の設定	12
4-3	認定証・認定証カードの送付	14
5	その他申請に関する事項	15
5-1	移行手続きを申請いただく場合の留意点	15
5-2	問合せ先	15
	参考資料	17
	参考資料 1 公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程	17
	参考資料 2 移行後の認定看護分野の名称について	28

1 B課程認定看護師への移行手続きの流れ

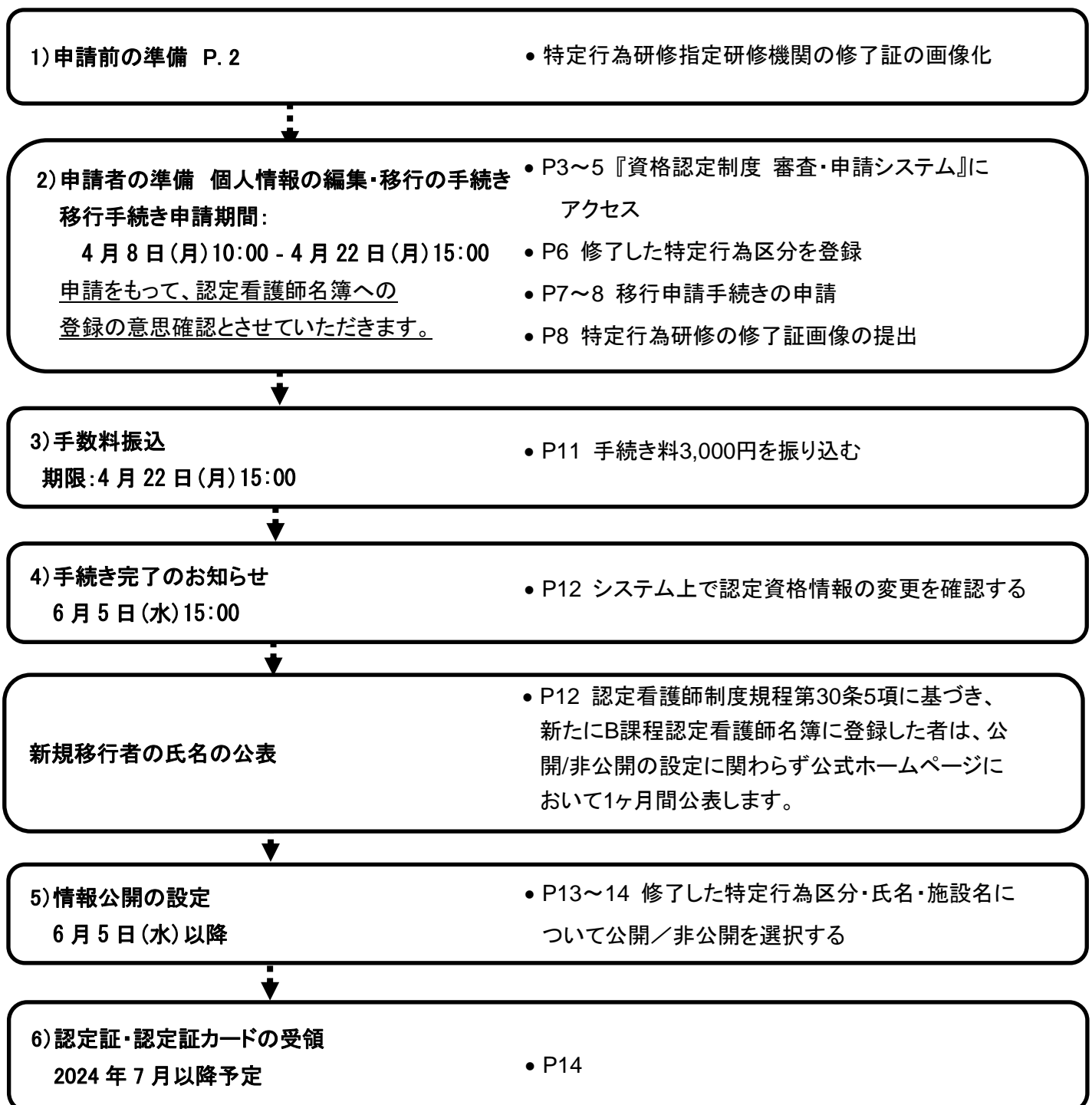
1-1 申請資格について

認定看護師制度規程第38条に記載のとおり、B課程認定看護師への移行手続きを申請する者は、申請時において次の各項に定める資格をすべて満たす必要があります。

- 1) 現在A課程認定看護師の名簿に登録されていること
- 2) 特定行為研修を修了していること

※いずれの指定研修機関で受講してもよく、どの特定行為区分・パッケージを修了していても移行することが可能です。

注:A課程認定看護師の資格を複数分野で有している場合は、事前に認定部にお問い合わせください。



2 申請前の準備

2-1 特定行為研修指定研修機関の修了証の画像化

申請時アップロードする、特定行為研修指定研修機関の修了証をデジタルカメラや携帯端末等で撮影した画像を準備してください。

画像は以下の点にご注意ください。

- ・ 画像は必ずカラーとし、氏名・指定研修機関名・修了年月日・修了した特定行為区分が明確に確認できること。氏名、指定研修機関名が読み取れないもの、白黒は不可。
- ・ ファイルの形式は JPG・GIF・PNG とする。

●改姓の証明について●

申請する姓と、特定行為研修指定研修機関の修了証に記載の姓が異なる場合は、申請後に、改姓前と後の姓が記載されている証明書(戸籍抄本、運転免許証[表面と裏面]、パスポートの該当ページのコピー等)を提出してください。

提出期限: 2024年4月22日(月)消印有効

送付先: 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

公益社団法人日本看護協会 認定部 CN移行手続き係

送付方法: 申請ID・申請氏名を明記の上、配達記録が残る方法(簡易書留または特定記録郵便等)で郵送する。

3 個人情報編集・移行手続き

3-1 個人情報の編集

移行手続きの申請前に、以下の手順で個人情報の編集を必ず行ってください。

3-1-1 『資格認定制度 審査申請システム』へのアクセス

○下記アドレスから、「資格認定制度 審査申請システム」にアクセスする。

URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>

※上記システムは、以下の環境において動作確認を行っています。

【PC】 Microsoft Edge:Version120 / Google Chrome:Version120

【スマートフォン】 iPhone Safari:Version17

Android Google Chrome:Version120

3-1-2 ログイン

- ① ユーザーID(看護師免許番号)を入力する
- ② パスワードを入力する
- ③ 「ログイン」をクリックする

3-1-3 個人情報編集

1)メインメニューから「個人情報編集」画面を開く

④ **個人情報編集**をクリックする →個人情報編集画面(P.4)が開きます。

2) 個人情報(氏名、住所、所属施設名等)の確認・編集

個人情報編集 ● 入力 ● 確認 ● 完了

中略

自宅情報

郵便番号 検索

※ハイフンなしの半角数字(7文字)

都道府県 必須

市区町村 必須

必須入力項目です。
※全角(30文字以内)

番地 必須

必須入力項目です。
※全角(50文字以内)
※番地は郵便まで正確にご入力ください。

マンション・ビル名

※全角(30文字以内)

メールアドレス 必須

必須入力項目です。
確認のため、再度メールアドレスを入力してください。

⑤

必須入力項目です。

中略

⑥ 個人情報保護方針を理解し承諾する

日本看護協会個人情報保護方針は[こちら](#)をご参照ください。

⑦

⑤ 登録した内容を再度確認し、必要な時は修正する

※登録したメールアドレスに申請完了メールが自動送信されます。必ずメールアドレスに誤りがないかをご確認ください。

⑥ 登録確認した後、「日本看護協会個人情報保護方針は[こちら](#)」をクリックし、内容を確認する
→[個人情報保護方針を理解し承諾する]にチェックする。

4

個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる。

URL: <https://www.nurse.or.jp/privacy/>

※『資格認定制度 審査申請システム』に登録した情報を、以下について活用させていただく場合がございます。ご承知おきください。

- ・認定看護師認定更新審査にかかわる重要な通知
- ・活動状況に関する調査の依頼
- ・活動状況を分析・検討するための基礎資料

⑦ **確認画面へ**をクリックする

→個人情報確認画面にて情報を確認し、正しく入力されていれば**登録する**をクリックする。

※入力内容に不備がある場合は、画面上部にエラーメッセージが表示されます。

エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録してください。

3) 自身が修了した特定行為区分を登録する

メインメニュー 個人情報編集

個人情報編集

基本情報

看護師免許番号 必須

中略

⑧ 特定行為研修修了の有無 有り 無し

⑨ 修了した特定行為区分 **必須**

21区分全て選択 ★

- 呼吸器（気道確保に係るもの）関連
- 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 循環器関連
- 心臓ドレーン管理関連 胸腔ドレーン管理関連
- 腹腔ドレーン管理関連 ろう孔管理関連
- 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
- 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
- 創傷管理関連 創部ドレーン管理関連
- 動脈血液ガス分析関連 透析管理関連
- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- 感染に係る薬剤投与関連
- 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 術後疼痛管理関連
- 循環動態に係る薬剤投与関連
- 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
- 皮膚損傷に係る薬剤投与関連 在宅・慢性期領域パッケージ
- 外科術後病棟管理領域パッケージ
- 術中麻酔管理領域パッケージ 救急領域パッケージ
- 外科系基本領域パッケージ 集中治療領域パッケージ

⑧ 特定行為研修修了の有無の「有り」を選択する

→[修了した特定行為区分]のチェックボックスが出てきます。

⑨ ご自身が修了した特定行為区分すべてにチェックを入れる

★「21区分全て選択」をクリックすると、領域別パッケージを除くすべての特定行為区分にチェックがつきます。

※1つ以上の特定行為区分をチェックしてください。

※領域別パッケージを修了した方で、免除されている特定行為の研修も追加で修了している場合は、当該特定行為を含む特定行為区分にもチェックしてください。

例:在宅・慢性期領域パッケージに加え、「持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整」も修了
→「在宅・慢性期領域パッケージ」及び「栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連」にチェック

3-2 移行手続きの申請

3-2-1 申請期間

春期 2024年4月8日(月) 10:00 ~ 4月22日(月) 15:00

※期限を過ぎての申請は受け付けませんので、期間内に申請を完了してください。

3-2-2 申請

- 1)「資格認定制度 審査申請システム」に、ログインする
- 2)メインメニューから、申請メニュー画面を開く

1380903
看護 花男様 ✕ 個人情報編集

① 申請メニュー
認定看護師、認定看護管理者、及び専門看護師の各種申請が行えます。

申請状況一覧
各種申請状況の照会とオンライン書類の登録・提出ができます。

認定資格一覧
保有する認定資格の確認、及び公開許諾の更新が行えます。

再交付手続き
認定証、認定バッジ、認定証カードの再交付が行えます。

- ① **申請メニュー** をクリックする
→以下の画面が開く

- 3)申請メニュー画面から、移行申請入力画面を開く

メインメニュー > 申請メニュー

申請メニュー

現在受付中の審査が掲載されています。新しく開始したい手続きを選んで進んでください。
申請中の手続きの現状については [申請状況](#) をご覧ください。

専門看護師	認定看護師	認定看護管理者
認定	認定	認定
	再認定	
	移行手続き	

受験資格審査申請の方はこちら

② 移行手続き

- ② **移行手続き** をクリックする
→移行申請入力画面(P.8)が開きます。

4) 移行申請入力画面に、必要事項を入力する

- ③ 「申請区分」「現在の分野」に誤りがないかを確認する
- ④ 特定行為研修指定研修機関情報を入力する
 ※所在都道府県を選択すると、特定行為研修指定研修機関名をプルダウンで選択できます。
 ※修了年度は修了年月と混同し誤りやすいため、十分ご確認の上、入力してください。
 例：修了年月が2024年3月の場合、修了年度は2023年度を選択してください。
- ⑤ **画像アップロード**をクリックする
- ⑥ ポップアウト画面の**ファイルを選択**をクリックし、画像を選択する
 ※アップロードする画像については、P.2をご確認ください。
- ⑦ **選択完了**をクリック
- ⑧ 入力が終了したら **確認画面へ** をクリックする → 移行申請確認画面(P.9)が開きます。

5) 移行申請確認画面で入力内容を確認し、申請する

移行申請確認

入力 確認 完了

⑨

年度 2021年

申請区分 移行

資格区分 認定看護師

中略

お支払金額 0円

申請完了メール送信先 ●●●●●●●●@gmail.com

※メールアドレスを修正する場合は、「個人情報編集」で変更していただき、再度申請ください。

⑩ 申請する

< 個人情報編集画面へ

< 入力画面に戻る

⑨ 入力内容を確認する

※入力内容に誤りがあった場合は、[入力画面に戻る](#) で移行申請入力画面に戻り修正してください。

⑩ 入力内容が正しいかを必ず確認した後、[申請する](#) をクリックする

※申請後は内容の再編集ができません。

※個人情報編集画面において「修了した特定行為区分」を1つ以上登録していない場合は、申請することができません。(詳細はP.6参照)

※申請完了メール送信先として表示されるメールアドレスや修了した特定行為区分の修正をする場合は、[個人情報編集画面へ](#) で個人情報編集画面に戻り、修正後、再度申請ください。

6) 申請情報を確認する

移行申請完了
移行申請を受け付けました。

ご登録のメールアドレスに、審査申請受付/振込口座番号のお知らせを送信しておりますのでご確認ください。
※申請は完了していません。手引きをご確認のうえ、期日までに必要な申請書類の提出、審査料の振り込みをお願いします。
※住所、氏名、メールアドレス、所属施設等の変更が生じた場合は「個人情報編集」から情報の更新を行ってください。

⑪ 申請状況一覧へ

メインメニューへ

⑪ 申請状況一覧へをクリックする

申請状況一覧

認定資格名をクリックすると、詳細画面に遷移します。
オンライン申請書類の作成/編集、受験票の印刷など、各種操作は詳細画面より行ってください。

現在の申請状況

⑫ 2021年度 申請区分：移行
認定看護師(A課程)[救急看護]

申請ID	32535	特定行為研修修了証画像	提出済
審査合否	未確定		

⑫ 当該申請の分野名をクリック

申請状況詳細

2021年度 申請区分：移行
認定看護師(A課程)[救急看護]

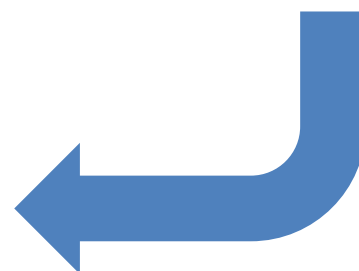
申請ID：12643 書類送付表出力

特定行為研修

指定研修機関名	特定行為研修機関名1
指定研修機関名(手入力)	-
修了年度	2020年度
修了証ステータス	提出済
修了証画像	

⑬ 審査料

お支払金額	3,000円
お支払期限	2021年 月 日 時
振込先	銀行名：三井住友銀行カトリア支店 口座番号：普通8011504 口座名義：公益社団法人 日本看護協会 認定看護部口 ※ATM等で文字数の制約上、途中でしか表示されないことがあります。 ※振込時、振込人はご自身の氏名をカタカナで入力してください。



⑬ 「お支払金額」「お支払期限」「振込先」を確認し、手続き料の振込を行う(詳細はP. 11参照)

3-3 手続き料の振込

振込期日

2024年4月22日(月) 15:00まで

- 1) 手続き料:3,000円(税込)
- 2) 振込先: 以下のいずれかの方法により、振込先を確認する
 - 『資格認定制度 審査申請システム』(P.10の⑬参照)
 - 移行申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受付/振込口座番号のお知らせ』メール

※振込口座番号は申請者ごとに異なります。
他の申請者の口座に振り込まないようにご注意ください。

- 3) 注意事項:
 - 振込名義は、申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けること。
 - 振込明細票等の提出は不要だが、手続きが完了するまで保管しておくこと。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる。
 - 既納の手続き料はいかなる理由があっても返還しない。
 - 振込手数料は申請者が負担すること。

3-4 申請の取下げ

下記期間に限り、申請の取下げを受け付けます。申請を取下げの場合は、期間内に認定部までお電話ください。(連絡先 P.15)

下記期間以外の取下げは受け付けません。

2024年4月8日(月)(申請開始日)～4月23日(火)15:00

4 手続き完了のお知らせとその後の認定資格情報の確認、情報公開

4-1 手続き完了予定日

2024年6月5日(水) 15:00 予定

認定看護師制度規程第30条5項に基づき、新たにB課程認定看護師名簿に登録した者は、公開/非公開の設定に関わらず公式ホームページにおいて1ヶ月間公表いたします。

4-2 認定資格情報の確認・情報公開の設定

移行手続き完了時はすべての項目が「非公開」の設定となっております

そのため、公開をご本人から了承いただいた場合には、分野名・都道府県名・氏名・施設名・修了した特定行為区分を日本看護協会公式ホームページの「認定看護師 登録者一覧」に掲載します。

※ 施設名について「公開」を選択した場合は、所属施設または認定者へのお問い合わせ等が増えることが予想されます。所属施設名の公開については、ご自身でご所属施設の許諾を得た上で公開/非公開について設定し、登録してください。

『資格認定制度 審査申請システム』で公開を設定した場合

日本看護協会公式ホームページでは、認定登録者の情報は下記のように公開されます。

資格区分* 認定看護師 認定看護管理者 専門看護師

課程区分: B課程 | 分野: 全て

施設所在都道府県: 全て | 施設種別: 全て

施設設置主体名: 全て | 施設法人名: ※部分一致

所属先施設名: ※部分一致 | 修了した特定行為区分: 全て

氏名(漢字): 姓: ※部分一致 | 名: ※部分一致

検索

特定行為区分（「修了した特定行為区分」欄に表示される数字または略称は以下のとおりです）

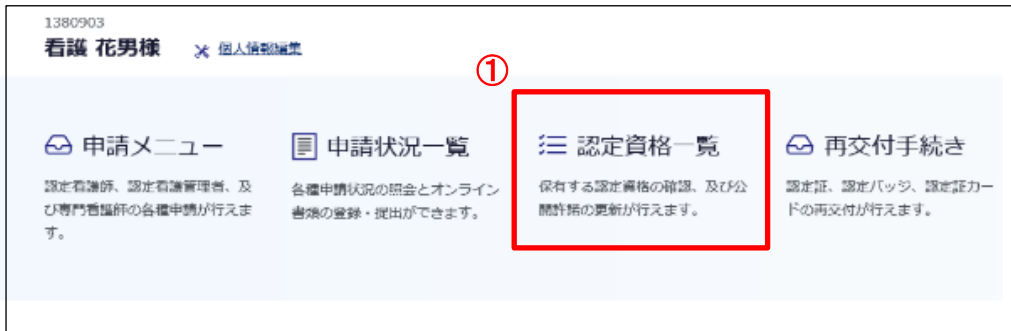
1: 呼吸器（気道確保に係るもの）関連	10: 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	19: 循環動態に係る薬剤投与関連
2: 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	11: 創傷管理関連	20: 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
3: 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	12: 創傷ドレーン管理関連	21: 皮膚損傷に係る薬剤投与関連
4: 循環器関連	13: 動脈血液ガス分析関連	在宅：在宅・慢性期領域パッケージ
5: 心臓ドレーン管理関連	14: 透析管理関連	外科術後：外科術後看護管理領域パッケージ
6: 胸腔ドレーン管理関連	15: 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	蘇生：集中麻酔管理領域パッケージ
7: 腹腔ドレーン管理関連	16: 感染に係る薬剤投与関連	救急：救急領域パッケージ
8: ろう孔管理関連	17: 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	外科基本：外科系基本領域パッケージ
9: 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	18: 術後疼痛管理関連	集中治療：集中治療領域パッケージ

分野	都道府県	氏名	施設法人名	所属先施設名	修了した特定行為区分
感染管理(B課程)	北海道	看護 花子	A 法人	ABC 病院	15, 16
感染管理(B課程)	北海道	〇〇 〇〇	---	D 病院	(非表示)
感染管理(B課程)	青森県	〇〇 〇〇	B 法人	EF 総合病院	15, 16

完了予定日以降、『資格認定制度 審査申請システム』にログインし、以下の手順で認定資格情報の確認・情報公開の設定を行ってください。

1)「資格認定制度 審査申請システム」に、ログインする

2)メインメニューから、認定資格一覧画面を開く



① **認定資格一覧** をクリックする →認定資格一覧画面(P.13)が開く

3)認定資格情報の確認

認定資格一覧			
認定看護師 (B課程) [クリティカルケア]			
認定登録番号	B0000	認定年月日	2000年0月0日
有効年月日	2000年12月31日	更新年月日	-
移行年月日	2000年0月0日		
氏名 公開/非公開	非公開 変更する	施設名 公開/非公開	非公開 変更する
修了した特定行為区分 公開/非公開	非公開 変更する		

② 認定資格情報が変更されているか確認する

③ **変更する** をクリックする→認定情報公開許諾更新画面が開く

4) 情報公開の設定

認定情報公開許諾更新 ● 入力 ● 確認 ● 完了

日本看護協会公式ホームページにおける情報公開について
 日本看護協会公式ホームページでは、認定者の氏名、所属施設、修了した特定行為区分（認定看護師のみ）の情報公開を行っております。情報を公開することにより、所属施設または認定者への問い合わせ等が増加することも考えられます。所属施設名の公開については、ご自身で所属施設の許諾を得たうえで入力してください。
 また、以下についてもご了承の上、公開・非公開の入力をお願いいたします。
 所属施設を公開設定し、個人情報編集画面より離職中を設定した場合、分野別都道府県別登録者検索や統計等にはご自宅の都道府県で表示/集計がされます。
 所属施設を非公開設定した場合、分野別都道府県別登録者検索の都道府県を指定した検索では氏名の表示がされません。

認定看護師(B課程) [クリティカルケア]			
認定登録番号	B0000	認定年月日	2000年0月0日
有効年月日	2000年12月31日	更新年月日	-
移行年月日	2000年0月0日		
氏名 公開/非公開	<input type="text" value="非公開"/>	施設名 公開/非公開	<input type="text" value="非公開"/>
修了した特定行為区分 公開/非公開	<input type="text" value="非公開"/>		

確認画面へ

[一覧画面へ戻る](#)

④ 画面に表示された注意事項をご確認の上、修了した特定行為区分、氏名、施設名について、プルダウンより公開/非公開を選択する

⑤ 確認画面へ より次の画面に進み、内容を確認の上 更新 をクリックする

4-3 認定証・認定証カードの送付

認定証・認定証カードは2024年7月以降に送付予定です。

- 認定証及び認定証カードは、2024年6月5日(水)時点で『資格認定制度 審査申請システム』に登録されている氏名(同システムの画面に表示される文字の字形にて作成)・住所に送付します。
- 申請時から氏名・住所に変更が生じた場合は、上記期日の前日までに、必ず同システムの[個人情報編集]にて情報を更新してください。
- 認定証・認定証カードがお手元に届きましたら、内容をご確認ください。

5 その他申請に関する事項

5-1 移行手続きを申請いただく場合の留意点

1) 認定登録番号及び分野名について

- ・移行後に認定登録番号は、新しく付番されます。また、分野名は新たな認定看護分野の名称に変更されます。(詳細はP28「参考資料2 移行後の認定看護分野の名称について」を参照)
- ・移行手続きを行うことで、『資格認定制度 審査申請システム』の「認定資格一覧」に表示されているA課程認定看護師としての分野名・認定登録番号は、B課程認定看護師としての分野名・認定登録番号に置き換わります。

2) 資格の有効期間について

- ・移行後の認定資格の有効期間は、A課程認定看護師名簿に登録されていた有効期間を引き継ぎます。そのため、移行後の最初の認定更新は、A課程認定看護師として認定された年または最後に更新した年から起算して5年後に行います。

3) 移行手続き完了後の認定更新について

- ・移行後の認定更新の方法や申請に必要な書類等は、従来の認定更新審査と同様です。
- ・更新に必要な実績(看護実践の実績／自己研鑽の実績)については、認定時もしくは前回更新時から5年分が対象となるため、当該期間であれば移行前の実績も含めて申告することが可能です。

移行後、特定認定看護師(B課程認定看護師)については認定更新審査に不合格又は認定更新を受けず、資格が失効となった場合、再認定審査は適用されません。再度認定看護師資格の取得を希望する場合は認定審査への申請が必要となります。(P.24認定看護師制度規程第36条2項参照)

問合せ先

日本看護協会認定部(認定看護師担当)

受付時間	月曜日から金曜日(土日祝を除く) 9:30～12:00 / 13:00～17:00
電話番号	03-5778-8546

参考資料 1 公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程

公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)が実施する認定看護師制度は、特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目的とする。

2 この規程は、本会が実施する認定看護師制度について、必要な事項を定める。

第2章 定 義

(認定看護分野)

第2条 認定看護分野とは、保健、医療及び福祉の現場において、熟練した看護技術及び知識を必要とする看護分野として、認定看護師制度委員会における審議を経て理事会において別表に定めたとのをいう。

2 前項の認定看護師制度委員会における審議は、会長の諮問により行う。

3 認定看護分野は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 独自の看護知識及び技術を必要とすること

(2) 看護実践経験の積み重ねのみでは修得しがたい、高い臨床推論力と病態判断力に基づく特定の知識及び技術を必要とすること

4 前項各号における知識及び技術については、他の看護分野との重なりがあっても、認定看護分野として認めることができるものとする。

(認定看護師教育機関)

第3条 認定看護師教育機関とは、認定看護師を養成するために必要な基準を満たしているとして、本会の認定を受けた教育機関をいう。

(認定看護師)

第4条 認定看護師とは、ある特定の認定看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、本会の認定を受けた看護師をいう。

2 認定看護師が果たすべき役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定の看護分野において、個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する。(実践)

(2) 特定の看護分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行う。(指導)

(3) 特定の看護分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行う。(相談)

3 認定看護師は、前項で定める役割を果たすため、自ら進んでその能力の開発及び向上を図り、これを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

第3章 認定看護師制度委員会

(設置)

第5条 会長の諮問機関として、認定看護師制度委員会(以下「制度委員会」という。)を設置する。制度委員会に対する諮問事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定看護師制度の実施及び改善のための検討
- (2) 認定看護分野の特定に関する審議
- (3) その他会長が諮問した事項

(構成)

第6条 制度委員会は、委員10人程度で組織する。

- 2 制度委員会の委員は、理事会が選任する。任期中の委員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。

(任期)

第7条 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を越えて就任することはできないものとする。

- 2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した委員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 制度委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第9条 制度委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、制度委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 制度委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 4 制度委員会は、原則として非公開とする。
- 5 委員長は、必要と認めたときは制度委員会に諮り、参考人に会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録の作成及び審議結果の報告)

第10条 制度委員会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 制度委員会は、審議の概要及びその結果を総会に報告しなければならない。

第4章 審査会及びワーキンググループ

(設置)

第11条 認定看護師制度を運営するにあたり、有識者により構成される審査会を設置する。

- 2 前項の審査会は、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 教育機関に対する審査等の実施及び認定等の可否の決定その他これらについて必要な事項を行う認定看護師教育機関審査会
- (2) 看護師に対する審査等の実施及び合否の決定その他看護師の認定等に必要な事項を行う認定看護師審査会

(構成)

- 第12条 認定看護師教育機関審査会は、10人程度の構成員で組織する。
- 2 認定看護師審査会は、認定看護分野ごとに選任された者により組織する。
 - 3 審査会の構成員は、理事会が選任する。任期中の構成員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。
 - 4 審査会の構成員の氏名は、在任中非公開とする。

(任期)

- 第13条 審査会の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を越えて就任することはできないものとする。
- 2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した構成員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

(議長及び副議長)

- 第14条 審査会には、議長及び副議長を置く。
- 2 議長及び副議長は、構成員の互選により選出する。
 - 3 議長は、会務を総括する。
 - 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第15条 審査会は、必要に応じ、議長が招集する。
- 2 審査会の決議は、構成員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上をもって決する。
 - 3 審査会は、非公開とする。

(議事録の作成及び審議結果の報告)

- 第16条 審査会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
- 2 前項の議事録は、非公開とする。
 - 3 審査会は、審議の概要及びその結果を会長に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

- 第17条 審査会の業務を補佐するため、審査会の下にワーキンググループを設置する。
- 2 ワーキンググループの業務内容は、非公開とする。
 - 3 ワーキンググループのメンバーは、審査会において有識者から選任し、会長が委嘱する。
 - 4 ワーキンググループのメンバーの氏名は、在任中非公開とする。

第5章 認定看護師教育機関の認定等

(認定審査の申請)

- 第18条 認定看護師を養成する教育機関は、本会の認定を受けなければならない。
- 2 認定看護師教育機関は、次に掲げるとおり区分する。
 - (1)保健師助産師看護師法第37条の2に規定されている特定行為研修(以下「特定行為研修」という。)を教育課程に組み込んでいない認定看護師教育機関(以下「A課程認定看護師教育機関」という。)
 - (2)特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育機関(以下「B課程認定看護師教育機関」という。)
 - 3 教育機関が本会の認定を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書及び添付資料その他の認定看護師教育機関審査会が定める書類等(以下この章において「申請書

等」という。)を認定看護分野ごとに提出し、認定看護師教育機関審査会が毎年1回実施する審査を受けなければならない。

- 4 教育機関が申請することができる認定看護分野は、別表で定めるとおりとする。
- 5 第3項の審査を受ける教育機関は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の審査料を減免することができる。

(審査要件)

第19条 認定看護師教育機関に関する審査要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、A課程認定看護師教育機関については、第7号は適用しないものとする。

- (1)教育理念及び教育目的に関する事項
- (2)カリキュラムに関する事項
- (3)入学要件及び修了要件に関する事項
- (4)教員の資格及び配置に関する事項
- (5)入試委員会及び教員会など協議機関に関する事項
- (6)教育及び実習施設など学習環境に関する事項
- (7)特定行為研修指定研修機関に関する事項
- (8)収支に関する事項

- 2 前項各号における審査要件の具体的内容については、常務理事会において別に定めるものとする。

(認定)

第20条 認定看護師教育機関審査会は、前条で定める要件を満たしている教育機関について、認定看護師教育機関として認定する。

- 2 認定看護師教育機関審査会は、認定看護師教育機関として認定した教育機関を会長に報告する。
- 3 認定看護師教育機関として認定を受けた教育機関は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の認定料を減免することができる。
- 4 認定看護師教育機関として認定を受けた教育機関が前項の認定料を納入した場合には、会長は、当該教育機関を認定看護師教育機関名簿に登録し、公式ホームページにおいて公表する。認定看護師教育機関名簿に関しては、次に掲げるとおりとする。
 - (1)認定看護師教育機関名簿は、A課程認定看護師教育機関及びB課程認定看護師教育機関ごとに作成する。
 - (2)2019年7月14日までに資格を取得した認定看護師教育機関については、2019年7月15日付けでA課程認定看護師教育機関名簿に登録する。
- 5 認定看護師教育機関としての資格は、会長が認定看護師教育機関名簿に登録した日(以下この章において「名簿登録日」という。)から取得する。
- 6 前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から7年経過した日が属する年度末までとする。

(認定証)

第21条 会長は、認定看護師教育機関名簿に登録した認定看護師教育機関に対して、認定証を交付する。

(認定確認)

第22条 認定看護師教育機関は、第19条で定めた要件を満たしていることについて、教育課程開講の翌年度に認定看護師教育機関審査会の確認(以下「認定確認」という。)を受けなければならない。

- 2 認定看護師教育機関が認定確認を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。

- 3 認定確認を受ける認定看護師教育機関は、理事会が別に定める申請料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の申請料を減免することができる。
- 4 認定確認は、書類の確認及び実地調査その他の認定看護師教育機関審査会が定める方法により行う。
- 5 認定看護師教育機関審査会は、認定確認の結果を会長に報告する。

(認定更新)

- 第23条 資格の有効期間が満了する認定看護師教育機関は、期間満了前に資格の更新(以下「認定更新」という。)を受けなければならない。
- 2 認定看護師教育機関が認定更新を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
 - 3 認定更新を申請する認定看護師教育機関は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の審査料を減免することができる。
 - 4 認定看護師教育機関の認定更新に関する審査は、書類審査及び実地調査その他の認定看護師教育機関審査会が定める方法により行う。
 - 5 認定看護師教育機関審査会は、前項の審査を実施し、第19条で定める要件を満たしている認定看護師教育機関について、認定更新を認める。
 - 6 認定看護師教育機関審査会は、認定更新の結果を会長に報告する。
 - 7 認定更新を認められた認定看護師教育機関は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、当該要件等を満たしている認定看護師教育機関の認定料を減免することができる。
 - 8 認定看護師教育機関が前項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護師教育機関名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

(教育課程の開講)

- 第24条 認定確認及び認定更新を受けようとする認定看護師教育機関は、各手続における申請時において、申請を行おうとする教育課程を開講していなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定更新の対象年度に休講を予定している場合には、第20条第6項で定める資格の有効期間を延長することができる。
 - 3 前項により資格を延長することができる期間は、認定看護師教育機関審査会が決定する。
 - 4 前2項により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護師審査会は、延長を認めた教育機関及びその期間について会長に報告する。

(資格喪失)

第25条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護師教育機関としての資格を喪失する。

- (1) 認定看護師教育機関がその資格を返上したとき
- (2) 認定更新を受けなかったとき

(取消し)

第26条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、制度委員会及び認定看護師教育機関審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他の必要な処分を行うことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
- (2) 第19条で定めた要件のいずれかを満たさなくなったとき

- (3) 認定確認を受けなかったとき
- (4) 一定期間開講していないとき

2 認定看護師教育機関の認定取消しに必要な事項については、常務理事会において別に定める。

(経過措置)

第27条 A課程認定看護師教育機関における認定看護師教育の実施等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定看護師教育は、2027年3月末日まで実施する。
- (2) 認定審査は、2020年3月末日まで実施する。
- (3) 認定確認は、2022年3月末日まで実施する。
- (4) 認定更新は、2026年3月末日まで実施する。

2 第20条第6項の規定にかかわらず、A課程認定看護師教育機関における資格の有効期間は、2027年3月末日までとする。

第6章 認定看護師の認定等

(認定審査の申請)

第28条 次に掲げる要件を満たしている者は、認定審査を受けることができる。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 看護師免許を取得後、通算5年以上の実務研修を受けており、そのうち通算3年以上は特定の認定看護分野における実務研修であること
- (3) 前号の研修については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める基準を満たしていること
- (4) A課程認定看護師教育機関若しくはB課程認定看護師教育機関又は外国においてそれらと同等と認められる教育を修了していること

2 認定看護師は、次に掲げるとおり区分する。

- (1) A課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師(以下「A課程認定看護師」という。)
- (2) B課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師(以下「B課程認定看護師」という。)

3 認定審査を受ける者(以下「受験者」という。)は、認定看護師審査会に対し、申請書及び添付資料その他の認定看護師審査会が定める書類等(以下この章において「申請書等」という。)を認定看護分野ごとに提出しなければならない。

4 受験者は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。

5 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

(審査)

第29条 認定看護師審査会は、受験者に対し毎年1回審査を実施する。

2 前項で定める審査において筆記試験を実施した場合には、試験問題について公表する。筆記試験問題以外の事項の公表等については、認定看護師審査会が別に定める。

(認定)

第30条 認定看護師審査会は、審査に合格した者を認定看護師として認定する。

2 認定看護師審査会は、認定看護師として認定した者を会長に報告する。

3 認定看護師として認定を受けた者は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。

4 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は

受験者の負担とする。

- 5 認定看護師として認定を受けた者が第3項の認定料を納入した場合には、会長は、この者を認定看護師名簿に登録し、公式ホームページにおいて公表する。認定看護師名簿に関しては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 認定看護師名簿は、A課程認定看護師及びB課程認定看護師ごとに作成する。
 - (2) 2019年7月14日までに資格を取得した認定看護師については、2019年7月15日付でA課程認定看護師名簿に登録する。
 - (3) 特定行為研修を修了した者が、A課程認定看護師教育機関を修了し認定看護師となった場合には、第28条第2項の規定にかかわらず、B課程認定看護師名簿に登録する。
 - (4) B課程認定看護師名簿に登録された認定看護師は、特定認定看護師と名乗ることができる。
- 6 認定看護師としての資格は、会長が認定看護師名簿に登録した日(以下この章において「名簿登録日」という。)から取得する。
- 7 前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から5年経過した日が属する年の12月末日までとする。

(認定証)

第31条 会長は、認定看護師名簿に登録した認定看護師に対して、認定証を交付する。

(認定更新)

- 第32条 認定看護師は、その能力の維持向上を図るため、資格の有効期間満了前に認定更新を受けなければならない。ただし、認定看護師審査会が病気その他やむを得ない理由があると認める者については、最大で3回まで第30条第7項で定める資格の有効期間を1年間延長することができる。
- 2 前項但書により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護師審査会は、延長を認めた者を会長に報告する。
 - 3 第1項の認定更新を受けるには、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (1) 申請時において、認定看護師であること
 - (2) 申請時において過去5年間に看護実践及び自己研鑽の実績があること
 - (3) 前号の実績に関する事項については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める。
 - 4 認定更新を受けようとする認定看護師は、認定看護師審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
 - 5 認定更新を申請する認定看護師は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。
 - 6 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護師の負担とする。

(認定更新の審査等)

- 第33条 認定更新に関する審査は、毎年1回実施する。
- 2 認定看護師審査会は、審査を経て認定看護師の認定更新を認めるものとする。
 - 3 認定看護師審査会は、認定更新を認めた者を会長に報告する。
 - 4 認定更新が認められた認定看護師は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。
 - 5 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護師の負担とする。
 - 6 認定看護師が第4項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護師名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

(資格喪失)

第34条 認定看護師が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護師の資格を喪失する。

- (1) 認定看護師の資格を辞退したとき
- (2) 日本国の看護師免許を失ったとき
- (3) 認定更新を受けなかったとき

(取消し)

第35条 認定看護師としてふさわしくない行為があった場合には、制度委員会及び認定看護師審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他必要な処分を行うことができるものとする。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては、常務理事会が別に定める。

(再認定)

第36条 2021年3月末日までにA課程認定看護師名簿に登録している認定看護師が、資格の喪失後に再び認定を受けようとする場合には、審査等について認定更新に関する規定(資格要件のうち認定看護師であることを除く。)を準用する。この場合において、「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、2021年4月以降に初めてA課程認定看護師名簿に登録する認定看護師、及びB課程認定看護師名簿に登録する認定看護師については、適用しないものとする。

(経過措置)

第37条 A課程認定看護師名簿に登録しようとする者に対する認定審査は、2030年3月末日まで実施する。

(移行措置)

第38条 A課程認定看護師名簿に登録している認定看護師は、特定行為研修を修了した後、届出の提出その他会長が定める事務手続を完了することにより、B課程認定看護師名簿に移行することができる。

2 前項で定める事務手続においては、理事会で定める実費相当額を徴収する。

第39条 B課程認定看護師名簿へ移行した場合における最初の認定更新をすべき時期については、移行前に認定更新を予定していた時期とする。

2 B課程認定看護師名簿へ移行した場合における最初の認定更新において、資格の有効期間内にA課程認定看護師として活動した期間がある場合には、当該期間についても第32条第3項第2号の要件を満たしているかを判断する際の実績とする。

第7章 雑 則

(制度の見直し)

第40条 本会は、認定看護師制度の運用等について、原則として5年ごとに必要な見直しを行うものとする。

(補則)

第41条 この規程に定めるもののほか、認定看護師制度の実施に必要な事項は、常務理事会において別に定める。

(改正)

第42条 この規程における変更は、理事会の決議により行われなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。
- 1 この規則は、平成9年10月25日改正
(第11条第2項を追加)
- 1 この規則は、平成12年11月24日改正
- 1 この規則は、平成15年5月20日改正
(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護師を看護師に変更)
- 1 この規則は、平成16年2月6日改正
(第20条第1項第3号 申請資格をもつ教育機関の改正)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正
(第6章第3節第24条を改正)
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この規則は、平成19年4月20日改正
(第22条を改正)
(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)
- 1 この規則は、平成19年11月15日改正
(第5章に第1節教育機関の審査と認定、第2節教育機関の認定更新を追加)
(第11条に第3項から第10項を追加し、審査料と認定確認及び有効期間の記載等の改正)
(第12条を認定看護師教育機関認定の取消しに改正し、条文整理)
(第13条を認定更新の条項に改正)
- 1 この規則は、平成20年5月19日改正
(第11条7項・第27条第3項「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この規則は、平成21年2月6日改正
(第15条 再認定を追加)
(第32条3号を追加)
(第9章「認定看護師の再認定」第34条を追加し、以下章と条文を繰下げ)
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。
(第22条1号、2号、第30条1号、第32条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)
- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。
(第33条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号「前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める」を追加)
(第35条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)
- 1 この規程は、平成27年1月26日から施行する。
- 1 この規程は、2019年2月21日に改正し、2019年7月15日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、B課程認定看護師教育機関における認定看護師教育の実施等については、次に掲げるとおりとする。
 - (1)最初の認定審査は、2019年4月以降に実施する。
 - (2)認定看護師教育は、2020年4月から実施する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、A課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師のB課程認定看護師名簿への移行等(第30条第5項第3号の場合を含む。)は、2021年4月以降に開始する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、B課程認定看護師教育機関を修了した者に対する認定審査は、2021年4月以降に開始する。
- 1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。

- 2 第30条第7項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた資格については、その有効期間を2021年3月末日までとする。
- 3 第30条第7項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月末日までの間に名簿に登録された者の資格の有効期間は、2025年12月末日までとする。
- 4 第32条第1項ただし書の規定にかかわらず、2021年3月に有効期間の延長が認められた者の資格については、その有効期間を2021年12月末日までとする。

認定看護分野一覧(31 分野)

認定看護分野名		教育機関が認定申請することができる認定看護分野	
日本語名	英語名	A課程	B課程
救急看護	Emergency Nursing	○	
皮膚・排泄ケア	Wound, Ostomy and Continence Nursing	○	○
集中ケア	Intensive Care	○	
緩和ケア	Palliative Care	○	○
がん化学療法看護	Cancer Chemotherapy Nursing	○	
がん性疼痛看護	Cancer Pain Management Nursing	○	
訪問看護	Visiting Nursing	○	
感染管理	Infection Control	○	○
糖尿病看護	Diabetes Nursing	○	○
不妊症看護	Infertility Nursing	○	
新生児集中ケア	Neonatal Intensive Care	○	○
透析看護	Dialysis Nursing	○	
手術看護	Perioperative Nursing	○	○
乳がん看護	Breast Cancer Nursing	○	○
摂食・嚥下障害看護	Dysphagia Nursing	○	
小児救急看護	Pediatric Emergency Nursing	○	
認知症看護	Dementia Nursing	○	○
脳卒中リハビリテーション看護	Stroke Rehabilitation Nursing	○	
がん放射線療法看護	Radiation Oncology Nursing	○	○
慢性呼吸器疾患看護	Chronic Respiratory Nursing	○	
慢性心不全看護	Chronic Heart Failure Nursing	○	
がん薬物療法看護	Cancer Chemotherapy and Immunotherapy Nursing		○
クリティカルケア	Critical Care		○
呼吸器疾患看護	Respiratory Nursing		○
在宅ケア	Home Care		○
小児プライマリケア	Pediatric Primary Care		○
心不全看護	Heart Failure Nursing		○
腎不全看護	Nephrology Nursing		○
生殖看護	Reproductive Health Care		○
摂食嚥下障害看護	Dysphagia Nursing		○
脳卒中看護	Stroke Nursing		○

参考資料 2 移行後の認定看護分野の名称について

現在取得している認定看護分野	移行後の認定看護分野
救急看護	クリティカルケア
集中ケア	
緩和ケア	緩和ケア
がん性疼痛看護	
皮膚・排泄ケア	皮膚・排泄ケア
がん化学療法看護	がん薬物療法看護
訪問看護	在宅ケア
感染管理	感染管理
糖尿病看護	糖尿病看護
不妊症看護	生殖看護
新生児集中ケア	新生児集中ケア
透析看護	腎不全看護
手術看護	手術看護
乳がん看護	乳がん看護
摂食・嚥下障害看護	摂食嚥下障害看護
小児救急看護	小児プライマリケア
認知症看護	認知症看護
脳卒中リハビリテーション看護	脳卒中看護
がん放射線療法看護	がん放射線療法看護
慢性呼吸器疾患看護	呼吸器疾患看護
慢性心不全看護	心不全看護

認定看護師(CN)
『移行手続きの手引き』

(禁無断複製)